

令和2年7月22日

新型コロナウイルス感染症によるお盆時期の面会制限（禁止）について

日頃より、当法人施設の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

法人では、都道府県における緊急事態宣言の解除とともに、施設におけるご利用者への面会について一定の条件下にて一部緩和を行ってきたところです。しかし、全国の往来が進む中、未だに新型コロナウイルスの感染が続いております。お盆を中心とした期間についても、県内外を越えての往来が予想されること、また、県外からご家庭への帰省等もあることから、改めて感染の危険性が増えるものと思われまます。

このことから、介護保険施設において下記の期間については原則面会の制限（禁止）とさせていただきますこととなりました。併せて、外出及び外泊についても引き続きお控えいただくようお願いいたします。

なお、テレビ電話やラインによる面会等は継続して行いますので、ご利用施設にご連絡の上、ご利用ください。

ご利用者の安全のため、施設職員及び関係者への新型コロナウイルス感染防止の取組みは引き続き実施してまいりますので、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

面会制限（禁止）期間：令和2年8月8日（土）～8月20日（木）



社会福祉法人 柏崎刈羽福祉事業協会

感染状況の拡大に鑑み、令和2年8月1日から面会制限（禁止）の対応とさせていただきますことになりました。
新たに文章を掲載しておりますので、そちらをご確認ください。